

# 聖籠中学校通学バスの運行に関する報告書

令和4年7月

聖籠中学校通学バス運行検討委員会

## 目 次

はじめに	1
第1 聖籠中学校通学・バスの現状	2
1 通学バスの要望	
2 登下校時の通学の現状	
3 聖籠中学校通学バスの現状	
第2 中学校通学バスをめぐる情勢	2
第3 検討委員会の設置と進め方	2
1 本委員会で検討する内容	
2 検討結果を踏まえた実施時期	
3 検討委員会開催	
第4 検討課題（利用料金について）	3
まとめ	4
参考資料	5
聖籠中学校通学バス運行検討委員会検討経過	5
聖籠中学校通学バス運行検討委員会名簿	6
聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱	7
聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱	8

はじめに

町では、厳しい財政状況のなか、医療・介護に要する費用の増大、公共施設の老朽化など将来の課題に対して持続可能な対応を図り、未来に向けた必要な投資を実現するため平成30年度に行財政改革大綱のとりまとめが行われ、町の公共交通である循環バス事業のほか、中学生の冬季通学バスの運行事業について、見直しを検討することとした。

中学生の冬季通学バスの運行事業の検討にあたっては、場当たりのなものにならないよう、令和2年度に「聖籠中学校通学バス運行検討委員会」が設置された。

運行開始から10年以上が経過した冬季通学バスは、年を重ねるにつれて多くの生徒が利用することとなり、現在では全生徒の6割から7割が利用している状況である。また、保護者が求める通学バスへの要望は年々高くなっており、更なるサービス向上を望む声もある。

一方、行財政改革大綱のなかでは、冬季通学バス運行事業の費用対効果の検討、受益者負担の見直しが必要とされたことから、本検討委員会では、令和2年度の検討の中で運行に係る諸課題について、利用料金の値上げはやむを得ないと結論付けたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により家計が厳しさを増している状況から「値上げについては、急激な価格変更とならないよう配慮すべきである。」と答申を行ったところである。

コロナ禍において経済の復調の兆しが見られるものの、一方では、ウクライナ情勢や物価高騰という不安定な社会情勢を踏まえ、本委員会では、中学生の冬季通学バスの運行事業を持続可能な事業とするため、令和2年度の答申に基づく冬季通学バスの利用料金について、改めて、多方向からの意見を整理しながら再度検討を行った結果をとりまとめ報告するものである。

令和4年7月

聖籠中学校通学バス運行検討委員会

## 第1 聖籠中学校通学・バスの現状

### 1 通学バス運行の経緯

保護者などから、中学校通学バスの運行を求める声上がり、平成22年度から冬期間に限り、通学バスを運行している。

### 2 登下校時の通学の現状

3月～11月は、登下校ともに、自転車及び徒歩、親等の車で送迎と様々な形態で通学している。

12月～2月の3ヶ月間については、徒歩及び保護者等の車での送迎と併せて冬季通学バス利用により通学している。

### 3 聖籠中学校通学バスの現状

聖籠中学校通学バスを利用する生徒は全生徒の6割から7割を占めている。

## 第2 聖籠中学校通学バスをめぐる情勢

平成30年11月、聖籠中学校PTAから町に対して「中学校冬季登下校バスについての要望書」が提出された。

平成31年2月、「聖籠町行財政改革大綱」が示され、町公共交通体系の見直しが行われることとなり、併せて小学生を含めた通学のあり方及び中学校の冬季通学バス事業についても、見直しの検討を行うことが求められた。

令和2年7月、聖籠中学校通学バス検討委員会発足。

令和3年3月、聖籠中学校通学バス運行検討委員会より、意見書が提出された。特に「運行目的」について、遠距離通学の支援に限定したものではなく「安全の確保」を最優先すべきとされ、対象生徒を全生徒とした。また、町財政面への負担の増加や利用料金を含む受益者負担などへの影響も大きな検討課題とされた。

## 第3 検討委員会の設置と進め方

遠距離通学の解消として始まった聖籠中学校通学バスは、時代の流れと共に「生徒の通学の安全確保」を目的とする運行へとシフトしてきたが、町の財政面の考慮と持続性のある事業の確立という視点から料金の値上げはやむを得ないという考えの答申を行ったところである。本検討委員会では、この答申のうち、「ただし、値上げについては、急激な価格変更とならないよう配慮すべきである。」とされた内容について再検討するものとする。

- 1 本委員会で検討する内容  
令和4年度の聖籠中学校冬季通学バスについての利用料金
- 2 検討結果を踏まえた実施時期  
令和4年度
- 3 検討委員会開催  
令和4年6月に1回開催

#### 第4 検討課題（利用料金について）

現状・・・運行期間3ヶ月での利用料金について、往復14,000円（片道7,000円）とし、一括前払い徴収方式としている。

「就学援助世帯」・「生活保護世帯」・「災害等などによる生活困窮世帯」を対象に減免措置をしている。

##### 【委員会で出た主な意見】

- ① 利用料金については、財政負担の抑制から値上げすることが妥当である。
- ② 値上げにより利用者が減少し、保護者送迎が増加すると事故や渋滞の原因になり得るため、安全な通学を提供できなくなる恐れがある。
- ③ 利用料金の値上げについては、コロナ禍等の社会情勢に伴う物価の高騰による家計負担への考慮が必要である。

##### 《利用料金の値上げに関するシミュレーション》

例1 1回あたりの利用料金から算出

現行：1回あたりの利用料金	140円	3ヶ月	14,000円
変更：1回あたりの利用料金50円値上げ	190円	3ヶ月	19,000円

例2 経費総額の負担割合から算出

10,300,000円の事業費の3割負担した場合	往復16,000円程度
10,300,000円の事業費の5割負担した場合	往復27,000円程度

以上から、委員会としては次のとおり意見を取りまとめた。

##### 《委員会の基本的な考え方》

- ・ 令和4年度の運行については、利用料金を据え置きとする。
- ・ 値上げについては、次年度以降も継続して運行前に検討を行うものとする。

## まとめ

本検討委員会は、全委員から意見を広く聴き、多岐にわたる意見を整理しながら主要項目についての委員会としての意見を、本意見書としてとりまとめた。

本委員会では、聖籠中学校通学バスの運行に係る利用料金について検討した。今回、保護者目線で考慮するなどの議論をし、現段階における委員会統一の意見書として提出するものである。

聖籠町及び聖籠町教育委員会におかれては、町の大切な子どもたちのため日々鋭意努力され、子どもたちはじめ子育て世帯に対する手厚いご支援をいただいていることに対し、心より敬意を表するものである。

町当局におかれては、本委員会の意見を参考に、中学校通学バス運行が持続可能に展開していくことを期待する。

## 参考資料

### 聖籠中学校通学バス検討委員会の経過

本委員会が町から求められた役割は、聖籠中学校通学バスの運行に関する以下のことについて基本的な考え方を示すことであり、検討に必要な資料に基づき、検討を実施した。

	開催日	内容
第1回	令和4年6月22日	聖籠中学校通学バスの今年度の利用料金について

聖籠中学校通学バス検討委員会名簿

(敬称略)

氏名	所属	備考
佐藤 政志	元聖籠中学校長	有識者(会長)
橋本 正樹	新発田警察署 聖籠交番所長	
丸田 磨里	聖籠中学校校長	
小林 伸一郎	聖籠中学校PTA会長	亀代小学校区
齋藤 健二	聖籠中学校PTA副会長	蓮野小学校区
吉田 敏之	聖籠中学校PTA副会長	山倉小学校区
安夙 学	聖籠中学校 学校運営協議会会長	
六井 和幸	町立小学校の校長の代表	蓮野小学校
菅原 重	町立小学校PTA会長の代表	山倉小学校
山崎 信彦	町立小学校PTA会長の代表	亀代小学校
佐々知 瑞枝	聖籠町交通安全母の会会長	

【任期：令和4年6月1日～令和5年3月31日】



## 聖籠中学校通学バス運行検討委員会設置要綱

---

(設置)

第1条 聖籠中学校通学バス運行について協議検討を行うため、聖籠中学校通学バス運行検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 聖籠中学校生徒の通学バスの運行及び運行基準に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町内に在住し、又は勤務する有識者
- (2) 新発田警察署聖籠交番所長
- (3) 聖籠中学校長
- (4) 聖籠中学校PTAの代表
- (5) 聖籠中学校運営協議会長
- (6) 町立小学校の校長の代表
- (7) 町立小学校PTA会長の代表
- (8) 町交通安全母の会会長
- (9) その他、教育長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び代理者)

第5条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、町教育委員会子ども教育課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、運営上必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 聖籠町立聖籠中学校通学バスの運行要綱

---

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町立聖籠中学校の生徒の内、遠距離通学者の冬期間の登下校のため運行する通学バスに関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務の委託)

第2条 町長は、通学バスの運行業務を運送事業者に委託して行うものとする。

(利用の対象)

第3条 通学バスを利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 自宅から学校所在地までの片道の通学距離が概ね3キロメートル以上の生徒
- (2) 教育委員会が特に必要と認めた生徒

(運行期間)

第4条 通学バスの運行期間は、12月1日から翌年2月末日までの登校日とする。

(運行経路及び乗降場所)

第5条 通学バスの運行経路及び乗降場所については、中学校の登下校時間及び生徒数、並びに道路交通状況等を勘案して教育委員会が別に定める。

(利用の申込み)

第6条 通学バスを利用する生徒の保護者は、毎年度の9月末日までに通学バス利用申込書(別記様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 利用申込みの単位は運行期間の全登校日とし、1日単位の利用申込み及び期間途中からの申込みは受け付けないものとする。ただし、通学バスの乗車定員に余裕があり、かつ、生徒や家庭の事情等により止むを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(乗車証の交付)

第7条 教育委員会は、前条による申込書の内容を審査し、学校長を通じて、生徒に通学バス乗車証(別記様式第2号)を交付する。

- 2 教育委員会は、通学バス乗車証交付台帳(別記様式第3号)を備え付け、同条第1項により乗車証を交付したときは、所要事項を記入しなければならない。
- 3 通学バスに乗車しようとする生徒は、乗車証を運転者に提示しなければならない。

(乗車証の変更)

第8条 生徒の保護者は、転出、転居等により、乗車証の内容に変更が生じたときは、乗車証を添えて、変更届出書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の変更届出書を受理したときは、乗車証を変更又は廃止する。

(実費徴収)

第9条 町長は、通学バスを利用する生徒の保護者から通学バスの運行に要する費用の一部を実費として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認められる場合に限り、町長は徴収する金額の一部を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定により徴収する金額及び徴収方法は、町長が別に定める。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成22年10月1日から施行する。

2 平成22年度に限り、第6条第1項の申請は、10月末日と読み替えるものとする。

附 則 (平成26年3月7日教委告示第2号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。